

Q&A

Q 1 なぜ、流山市はこの休暇制度を始めたのですか。

A 1 休祝日に家族と一緒に過ごす時間の確保が難しいご家庭が、この休暇をきっかけに家族との時間ができるようになるとともに、令和7年4月から「流山市こども計画」を策定し、こどもの人権を尊重するという考えから、本制度の創設にいたしました。

Q 2 休暇制度を活用する場合は、どのように使えばよいですか。

A 2 旅行や地域散策、家族の誕生日等さまざまな場面で必要であるとこどもとご家庭が判断すれば、使うことが可能です。ただし、こどもだけの判断で休暇の取得を決めるのではなく、ご家庭で相談し、こどもが自分で判断して、保護者が休暇の取得届出を行ってください。

Q 3 休暇制度を活用した場合は、どのような扱いになりますか。

A 3 本休暇制度を活用して取得した場合は、忌引きや出席停止等と同じ扱いとなります。
(欠席とはなりません。)

Q 4 「こどもの休暇」の日にどこか旅行に出かけてもよいですか。

A 4 構いません。

Q 5 休暇を連続して取得することはできますか。

A 5 「こどもの休暇」は連続して取得することも、分散して取得することも可能です。また、年度内の上限は3日とし、年度内で使用しなかった日数を次の年度に繰り越すことはできません。

Q 6 こどもが休みたいといった場合はどうすればよいですか。

A 6 ご家庭でよくこどもと話をしていただき、こどもとご家庭の判断で、休暇を取得するかどうか考え下さい。

**Q 7 学校を休暇で休んだ際に学習が遅れてしまうことが心配です。
どうすればよいのでしょうか。**

A 7 補習等は、行いません。ご家庭で自習等により補っていただくようお願いします。なお、授業で使用したプリント類については、後日学校からお渡しできます。

Q 8 「こどもの休暇」が導入されることで、学校行事にこどもが揃わなくなることはないのでしょうか。

A 8 学校行事は、学校が主催するもので、教育の目的上、重要なものです。可能な限り、該当する日には出席していただきたいのですが、こどもや家族の状況により、ご家庭で判断し、状況に応じ、各学校にご相談ください。

**Q 9 保護者が急遽休みを取れることになった場合に申請については
当日でもよいのでしょうか。**

A 9 当日でも構いませんが、旅行や体験学習等については、十分に計画した上で活動等を実施していただきたいので、できる限り早めに届出書を提出するようお願いいたします。

Q 1 0 体験活動内容で怪我をした場合はどうなりますか。

A 1 0 学校管理下での活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。ご家庭で、ご対応ください。

【お問合せ】

☆制度全般・届出に関すること

流山市教育委員会 学校教育部 学校教育課 TEL 04-7150-6104